

平成30年度

第2回 豊山町国民健康保険運営協議会

日時 平成31年2月18日（月）午後2時

場所 豊山町役場 会議室5

生活福祉部 保険課 国民健康保険・医療係

<このページは空白です。>

# 目次

国民健康保険税条例の一部改正（案）について【諮問事項】	- 1 -
1 平成31年度の国民健康保険税率について	- 1 -
（1）国民健康保険税率（案）の考え方	- 1 -
（2）平成31年度の国民健康保険税率（案）	- 2 -
（3）国民健康保険税率改定に伴う各モデル世帯の影響額	- 3 -
（4）国民健康保険税率改定に伴う国民健康保険税増減額別の世帯数	- 4 -
（5）国民健康保険税率改定後の法定外繰入金の解消シミュレーション	- 4 -
2 豊山町国民健康保険税条例の一部改正（案）	- 5 -
（1）国保税率改定関係	- 5 -
（2）賦課限度額引き上げ関係	- 6 -
（3）施行期日	- 6 -
3 国民健康保険事業費納付金等及び市町村標準保険料率の本算定結果	- 7 -
（1）国民健康保険事業費納付金【本算定結果】	- 7 -
（2）豊山町の標準保険料率【本算定結果】	- 8 -
豊山町国民健康保険の状況について【報告事項】	- 9 -
1 被保険者数の推移	- 9 -
2 被保険者1人当たりの医療費の推移	- 10 -
3 課税・収納の状況	- 11 -
4 法定外繰入金の推移	- 11 -
制度改正について【その他】	- 13 -
1 国民健康保険税における「軽減制度」の改正について（平成31年4月1日実施）	- 13 -
2 旧被扶養者減免の応益割保険料に係る減免期間の見直し（平成31年4月1日実施）	- 14 -

# 国民健康保険税条例の一部改正（案）について【諮問事項】

## 1 平成31年度の国民健康保険税率について

第1回国民健康保険運営協議会（平成30年12月21日開催）に諮問した「平成31年度以降の国民健康保険税率（案）」について、答申された事項を踏まえ、平成31年度の国民健康保険税率（案）を次のとおり設定した。

### （1）国民健康保険税率（案）の考え方

#### ① 資産割の廃止

廃止に伴う被保険者の国民健康保険税の急変を回避するため、3年間の経過期間を設けて廃止する。

平成31年度は2年目になるため、資産割の税率は平成29年度の税率の1/3とする。

#### ② 平等割

国保世帯の負担増を回避するため、平成30年度から平成32年度までは、平成29年度の税率を維持する。

#### ③ 応能応益の割合

概ね『55：45』になるよう所得割、均等割を段階的（概ね3年間：平成30年度～平成32年度）に改正する。

平成31年度は概ね『56：44』になるよう所得割、均等割を改正する。

#### ④ 賦課総額

県から示された国民健康保険事業費納付金や標準保険料率による賦課総額の試算結果を踏まえると、国保税による収入が4,000万円以上不足するため、平成30年度の賦課総額を上限4%として改定する。

## (2) 平成31年度の国民健康保険税率（案）

平成31年度の国保税率（案）で試算した賦課総額は369,588,000円（対前年度比13,721,000円3.9%増）となり、また、一人当たりの調定額は98,827円（対前年度比3,454円3.6%増）となる。

区分		標準保険料率（本算定）		H30年度（現行）		H31年度（案）	
		税率	割合	税率	割合	税率	割合
医療	所得割	6.50%	54.7	5.21%	57.1	5.72%	56.1
	資産割	—		13.20%		6.60%	
	均等割	26,356円	45.3	20,400円	42.9	22,400円	43.9
	平等割	18,715円		19,700円		19,700円	
後期	所得割	2.07%	55.1	1.68%	56.9	1.87%	55.6
	資産割	—		4.90%		2.40%	
	均等割	8,308円	44.9	6,600円	43.1	7,300円	44.4
	平等割	5,899円		7,000円		7,000円	
介護	所得割	1.87%	57.3	1.17%	53.9	1.30%	54.0
	資産割	—		3.00%		1.50%	
	均等割	9,776円	42.7	7,200円	46.1	7,600円	46.0
	平等割	4,642円		5,300円		5,300円	
賦課総額（一般）（※1）		395,838,000円		355,867,000円		369,588,000円	
対前年度		—		—		+13,721,000円 (+3.9%)	
対標準保険料率		—		▲39,971,000円		▲26,250,000円	
調定額（一般）（※2）		357,629,000円		322,742,000円		334,431,000円	
対前年度		—		—		+11,689,000円 (+3.6%)	
対標準保険料率		—		▲34,887,000円		▲23,198,000円	
一人当たりの調定額		105,682円		95,373円		98,827円	
対前年度		—		—		+3,454円 (+3.6%)	
対標準保険料率		—		▲10,309円		▲6,855円	

（※1）平成30年9月末現在の被保険者データで試算

被保険者数（一般） 3,384人

（※2）調定額は賦課総額から軽減額を控除した額

(3) 国民健康保険税率改定に伴う各モデル世帯の影響額

モデル世帯	世帯数 (割合) 全2,082世帯	H30年度 (現行)	H31年度	
				現行との 比較
1 ～39歳【1人世帯】 所得0万円 (給与収入65万円以下) 固定資産税なし	59世帯 (2.8%)	16,200円	17,100円	+900円
2 40～64歳【1人世帯】 所得0万円 (給与収入65万円以下) 固定資産税なし	99世帯 (4.8%)	19,900円	21,000円	+1,100円
3-1 65～74歳【1人世帯】 所得0円 (年金収入120万円以下) 固定資産税なし	64世帯 (3.1%)	16,200円	17,100円	+900円
3-2 65～74歳【1人世帯】 所得0円 (年金収入120万円以下) 固定資産税10万円	33世帯 (1.6%)	34,300円	26,100円	▲8,200円
4-1 65～74歳【1人世帯】 所得100万円 (年金収入220万円) 固定資産税なし	165世帯 (7.9%)	100,800円	109,200円	+8,400円
4-2 65～74歳【1人世帯】 所得100万円 (年金収入220万円) 固定資産税10万円	93世帯 (4.5%)	118,900円	118,200円	▲700円
5-1 65～74歳夫婦【2人世帯】 所得200万円 (年金収入320万円) 固定資産税なし	11世帯 (0.5%)	198,000円	217,500円	+19,500円
5-2 65～74歳夫婦【2人世帯】 所得200万円 (年金収入320万円) 固定資産税10万円	30世帯 (1.4%)	216,100円	226,500円	+10,400円
6-1 40～64歳夫婦+子2人【4人世帯】 所得300万円 (給与収入443万円) 固定資産税なし	3世帯 (0.1%)	374,200円	413,200円	+39,000円
6-2 40～64歳夫婦+子2人【4人世帯】 所得300万円 (給与収入443万円) 固定資産税10万円	2世帯 (0.1%)	395,300円	423,700円	+28,400円
7-1 40～64歳夫婦+子1人【3人世帯】 所得400万円 (給与収入568万円) 固定資産税なし	2世帯 (0.1%)	428,500円	474,000円	+45,500円
7-2 40～64歳夫婦+子1人【3人世帯】 所得400万円 (給与収入568万円) 固定資産税10万円	3世帯 (0.1%)	449,600円	484,500円	+34,900円

世帯数は平成30年9月末現在

世帯数の抽出条件・・・所得：±50万円以内

固定資産税：±5万円以内

(4) 国民健康保険税率改定に伴う国民健康保険税増減額別の世帯数

H31年度国保税増減額 (対H30年度)		世帯数 (割合)	
増額	6万円以上	6世帯	(0.3%)
	4万円以上 6万円未満	47世帯	(2.3%)
	2万円以上 4万円未満	268世帯	(12.9%)
	2万円未満	1,349世帯	(64.8%)
	増額世帯計	1,670世帯	(80.2%)
増減なし		3世帯	(0.1%)
減額	2万円未満	307世帯	(14.7%)
	2万円以上 4万円未満	40世帯	(1.9%)
	4万円以上 6万円未満	27世帯	(1.3%)
	6万円以上	35世帯	(1.7%)
	減額世帯計	409世帯	(19.6%)
合計世帯数		2,082世帯	(100.0%)

※平成30年9月末現在の被保険者データで試算

(5) 国民健康保険税率改定後の法定外繰入金の解消シミュレーション

区分	H29年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	
		H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	
法定外繰入金 (※)	(計画)	97,119,000円	83,518,000円	69,912,000円	56,564,000円	39,589,000円	22,806,000円	0円
	(実績)	87,692,000円	70,560,000円	63,449,000円				

(※) 法定外繰入金 (実績) のH29年度は決算額、H30年度は当初予算額

(※) 法定外繰入金 (実績) のH31年度はH31年度税率案及び本算定結果の国保事業納付金で試算した当初予算額 (案)

## 2 豊山町国民健康保険税条例の一部改正（案）

### （1）国保税率改定関係

平成31年度の国民健康保険税について、資料2ページの国民健康保険税率（案）に改定するため、豊山町国民健康保険税条例の改正を行う。

条例	改正の概要	
第3条	医療給付費分 所得割率	5.21% → 5.72%
第4条	医療給付費分 資産割率	13.20% → 6.60%
第5条	医療給付費分 均等割額	20,400円 → 22,400円
第6条	後期支援金分 所得割率	1.68% → 1.87%
第7条	後期支援金分 資産割率	4.90% → 2.40%
第7条の2	後期支援金分 均等割額	6,600円 → 7,300円
第8条	介護納付金分 所得割率	1.17% → 1.30%
第9条	介護納付金分 資産割率	3.00% → 1.50%
第9条の2	介護納付金分 均等割額	7,200円 → 7,600円
第23条	税率改定に伴う均等割の軽減額の改正	
	① 7割軽減 医療給付費分	14,280円 → 15,680円
	後期支援金分	4,620円 → 5,110円
	介護納付金分	5,040円 → 5,320円
	② 5割軽減 医療給付費分	10,200円 → 11,200円
	後期支援金分	3,300円 → 3,650円
	介護納付金分	3,600円 → 3,800円
	③ 2割軽減 医療給付費分	4,080円 → 4,480円
	後期支援金分	1,320円 → 1,460円
	介護納付金分	1,440円 → 1,520円



## (2) 賦課限度額引き上げ関係

地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日から施行されたことに伴い下記のとおり賦課限度額を改定し、豊山町国民健康保険税条例の改正を行う。

○改正内容

区分	H30年度		区分	H31年度	
	賦課限度額	増減		賦課限度額	増減
医療給付費	54万円	—	医療給付費	58万円	+4万円
後期支援金	19万円	—	後期支援金	19万円	据え置き
介護納付金	16万円	—	介護納付金	16万円	据え置き

○限度額引き上げによる影響額

区分	増減
医療給付費	+155万円
後期支援金	±0円
介護納付金	±0円
計	+155万円

○限度額引き上げによる影響世帯数

区分	改正前	改正後	増減
医療給付費	40世帯 (1.9%)	37世帯 (1.8%)	▲3世帯 (▲0.1%)
後期支援金	37世帯 (1.8%)	37世帯 (1.8%)	±0世帯 (-%)
介護納付金	13世帯 (1.4%)	13世帯 (1.4%)	±0世帯 (-%)

※平成30年9月末現在の被保険者データで試算

世帯数：医療給付費及び後期支援金2,082世帯 介護納付金903世帯

条例	改正の概要
第2条2項	医療給付費分 賦課限度額 540,000円 → 580,000円
第23条	医療給付費分 賦課限度額 540,000円 → 580,000円

## (3) 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

### 3 国民健康保険事業費納付金等及び市町村標準保険料率の本算定結果

平成31年1月15日に愛知県から『国民健康保険事業費納付金等の本算定結果』が示された。

#### (1) 国民健康保険事業費納付金【本算定結果】

豊山町の国民健康保険事業費納付金【本算定結果：一般】

H31本算定結果 ①	H31仮算定結果 ②	H30本算定結果 ③	H31仮算定との差 =①-②	H30本算定との差 =①-③
458,593,141円	462,053,311円	480,069,491円	▲3,460,170円	▲21,476,350円

豊山町及び近隣市町の一人当たりの納付金

市町村名	H31本算定結果 ①		H30本算定結果 ③		H30本算定との差 =①-③
	一人当たりの納付金	順位(※)	一人当たりの納付金	順位(※)	
豊山町	135,638円	27位	129,399円	27位	6,239円
春日井市	137,151円	21位	124,660円	42位	12,491円
小牧市	138,068円	20位	133,355円	17位	4,713円
清須市	142,281円	10位	134,351円	15位	7,930円
北名古屋市	133,180円	36位	127,718円	31位	5,462円
大口町	151,002円	2位	142,585円	2位	8,417円
扶桑町	133,205円	34位	127,702円	32位	5,503円
県平均	137,978円	—	131,551円	—	6,427円

(2) 豊山町の標準保険料率【本算定結果】

区分		H31本算定結果	応能応益割合	H30本算定結果	応能応益割合	H31年度国保税率(案)	応能応益割合
医療	所得割	6.50%	54.7	6.44%	55.2	5.72%	56.1
	資産割	-		-		6.60%	
	均等割	26,356円	45.3	25,679円	44.8	22,400円	43.9
	平等割	18,715円		18,285円		19,700円	
後期	所得割	2.07%	55.1	2.07%	55.4	1.87%	55.6
	資産割	-		-		2.40%	
	均等割	8,308円	44.9	8,207円	44.6	7,300円	44.4
	平等割	5,899円		5,844円		7,000円	
介護	所得割	1.87%	57.3	1.79%	57.5	1.30%	54.0
	資産割	-		-		1.50%	
	均等割	9,776円	42.7	9,336円	42.5	7,600円	46.0
	平等割	4,642円		4,503円		5,300円	
計	所得割	10.44%		10.30%		8.89%	
	資産割	-		-		10.50%	
	均等割	44,440円		43,222円		37,300円	
	平等割	29,256円		28,632円		32,000円	
賦課総額(一般)(※1)		395,838,000円		389,910,000円		369,588,000円	
調定額(一般)(※2)		357,629,000円		352,584,000円		334,431,000円	
一人当たりの調定額		105,682円		104,192円		98,827円	

(※1) 平成30年9月末現在の被保険者データで試算

被保険者数(一般) 3,384人

(※2) 調定額は賦課総額から軽減額を控除した額

# 豊山町国民健康保険の状況について【報告事項】

## 1 被保険者数の推移

### ■全体

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
一般	4,234人	4,160人	3,868人	3,679人	3,477人
退職	150人	85人	42人	7人	4人
全体計	4,384人	4,245人	3,910人	3,686人	3,481人
対前年度比	—	▲139人	▲335人	▲224人	▲205人
町人口	15,211人	15,394人	15,544人	15,726人	15,789人
加入割合	28.8%	27.6%	25.2%	23.4%	22.0%
国保世帯数	2,433世帯	2,385世帯	2,275世帯	2,188世帯	2,052世帯
町世帯数	6,184世帯	6,326世帯	6,433世帯	6,592世帯	6,698世帯
加入割合	39.3%	37.7%	35.4%	33.2%	30.6%

※人数、世帯数は年度末現在 ※H30年度はH31年1月末現在

### ■【再掲】0～6歳（未就学）

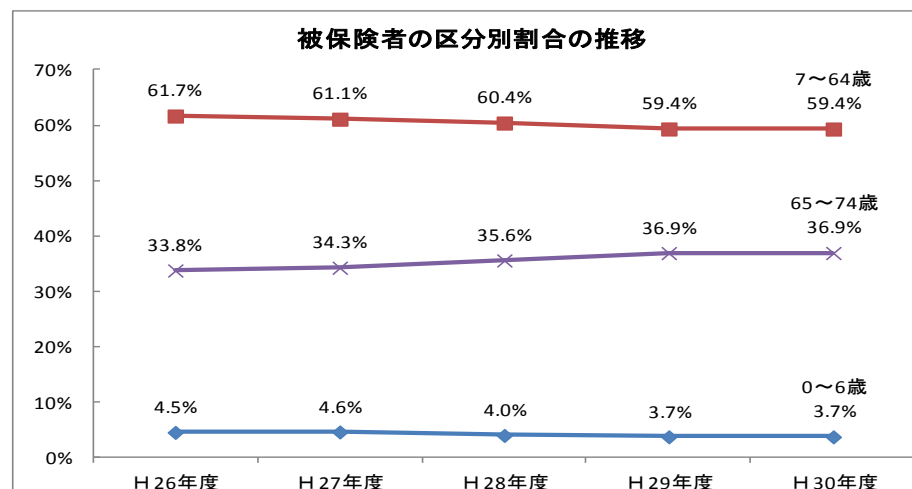
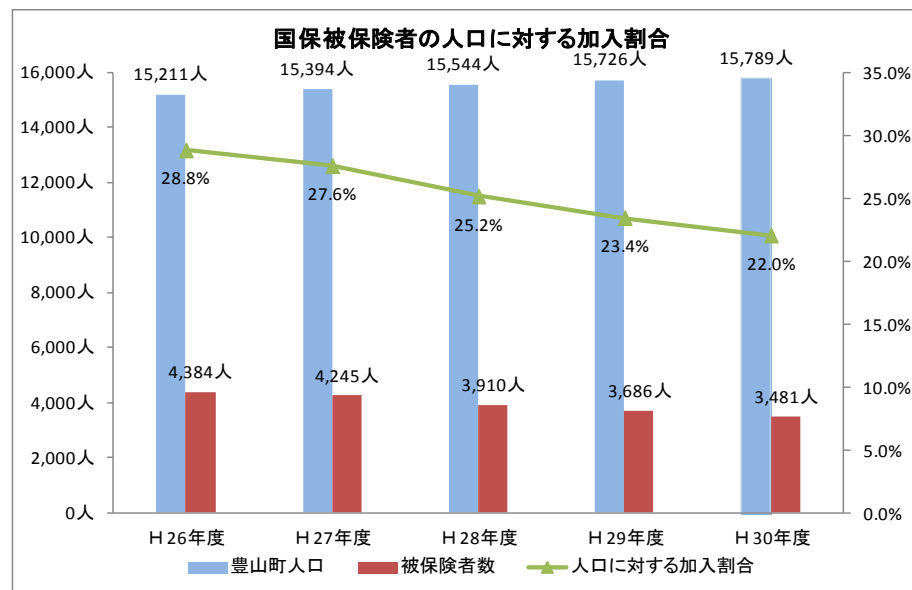
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
0～6歳計	198人	195人	155人	137人	129人
対前年度比	—	▲3人	▲40人	▲18人	▲8人
構成割合	4.5%	4.6%	4.0%	3.7%	3.7%

### ■【再掲】7～64歳

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
7～64歳計	2,705人	2,595人	2,363人	2,188人	2,066人
対前年度比	—	▲110人	▲232人	▲175人	▲122人
構成割合	61.7%	61.1%	60.4%	59.4%	59.4%

### ■【再掲】65～74歳（前期高齢者）

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
65～74歳計	1,481人	1,455人	1,392人	1,361人	1,286人
対前年度比	—	▲26人	▲63人	▲31人	▲75人
構成割合	33.8%	34.3%	35.6%	36.9%	36.9%



## 2 被保険者1人当たりの医療費の推移

### ■全体

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
全体計	288,988円	298,536円	271,774円	295,760円	308,492円
対前年度比	—	9,548円 (3.3%)	▲26,762円 (▲9.0%)	23,986円 (8.8%)	12,732円 (4.3%)
受診件数	15.7件	15.9件	16.0件	16.0件	16.2件
県下平均	305,173円	318,912円	321,748円	未公表	未公表
県内順位	8位	8位	2位	未公表	未公表

※H30年度は決算見込額 ※県内順位は医療費の低い順

### ■【再掲】0～6歳（未就学）

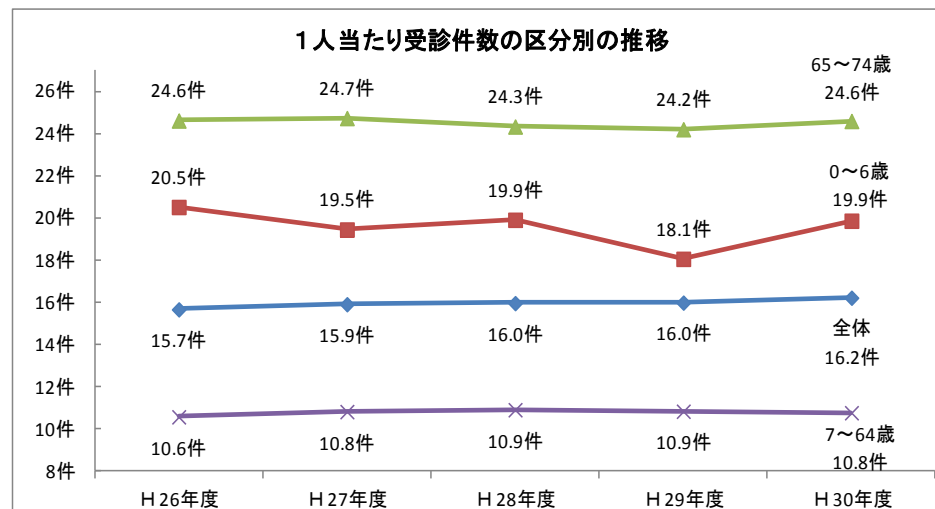
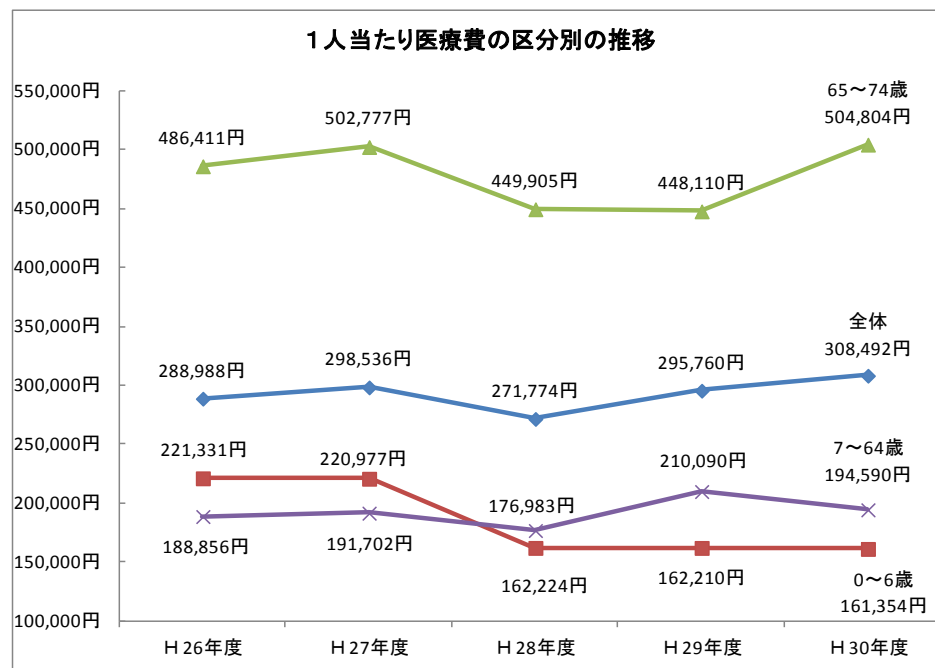
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
0～6歳計	221,331円	220,977円	162,224円	162,210円	161,354円
対前年度比	—	▲355円 (▲0.2%)	▲58,753円 (▲26.6%)	▲14円 (▲0.0%)	▲856円 (▲0.5%)
受診件数	20.5件	19.5件	19.9件	18.1件	19.9件

### ■【再掲】7～64歳

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
65～74歳計	188,856円	191,702円	176,983円	210,090円	194,590円
対前年度比	—	2,846円 (1.5%)	▲14,719円 (▲7.7%)	33,107円 (18.7%)	▲15,500円 (▲7.4%)
受診件数	10.6件	10.8件	10.9件	10.9件	10.8件

### ■【再掲】65～74歳（前期高齢）

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
7～64歳計	486,411円	502,777円	449,905円	448,110円	504,804円
対前年度比	—	16,366円 (3.4%)	▲52,872円 (▲10.5%)	▲1,795円 (▲0.4%)	56,694円 (12.7%)
受診件数	24.6件	24.7件	24.3件	24.2件	24.6件



### 3 課税・収納の状況

#### (1) 1人当たりの調定額（現年度分）

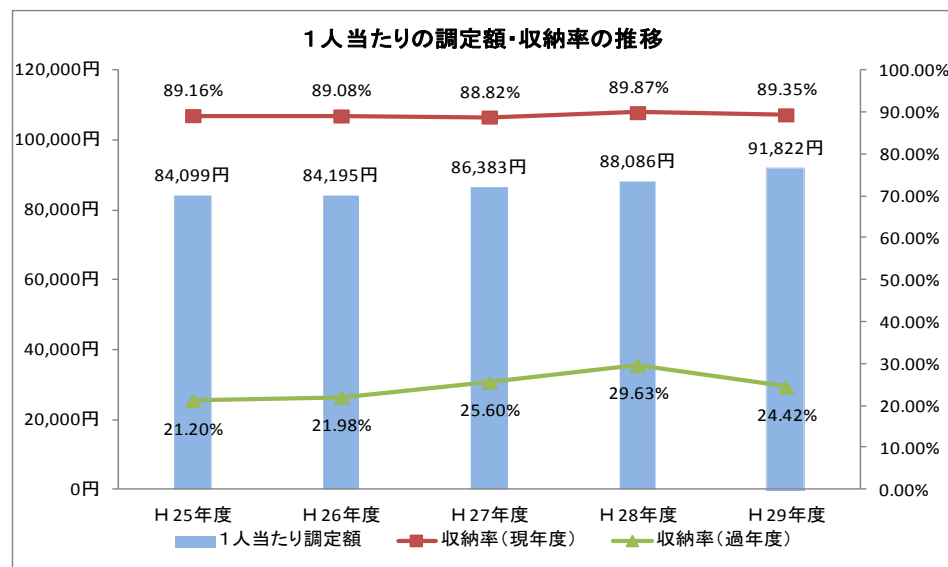
年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
調定額	84,099円	84,195円	86,383円	88,086円	91,822円
対前年度比	—	97円 (0.1%)	2,188円 (2.6%)	1,703円 (2.0%)	3,736円 (4.2%)

#### (2) 収納率（現年度分）

年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
収納額	89.16%	89.08%	88.82%	89.87%	89.35%
対前年度比	—	▲0.08%	▲0.26%	1.06%	▲0.52%

#### (3) 収納率（過年度分）

年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
収納額	21.20%	21.98%	25.60%	29.63%	24.42%
対前年度比	—	0.78%	3.62%	4.03%	▲5.21%



### 4 法定外繰入金の推移

#### (1) 法定外繰入金

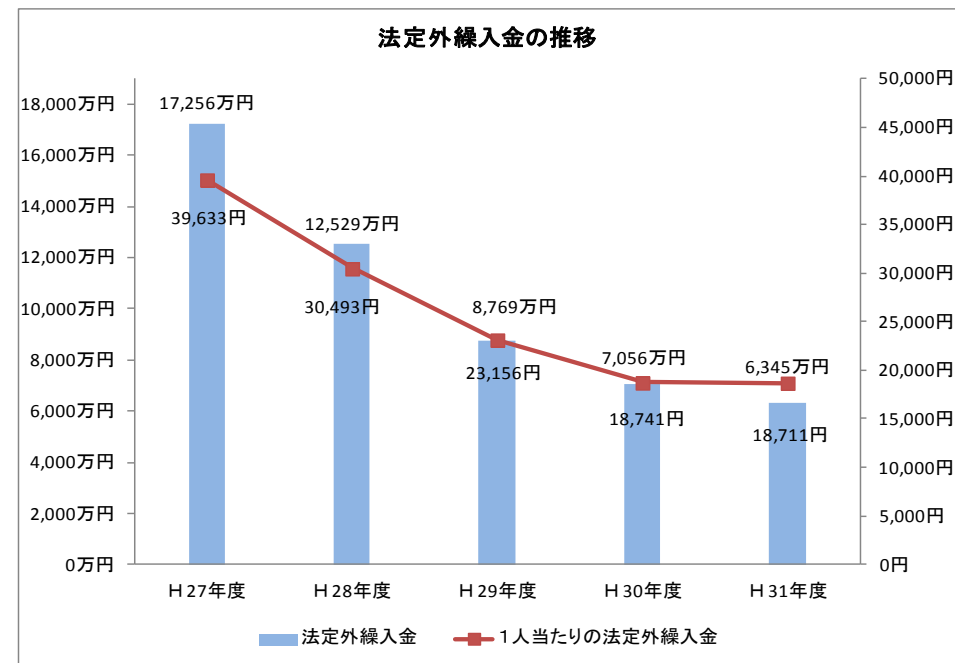
年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
法定外繰入金	17,256万円	12,529万円	8,769万円	7,056万円	6,345万円
対前年度比	—	▲4,727万円 (▲27.4%)	▲3,760万円 (▲30.0%)	▲1,713万円 (▲19.5%)	▲711万円 (▲10.1%)

※H27～H29年度は決算額、H30～H31年度は当初予算額

#### (2) 1人当たりの法定外繰入金

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
法定外繰入金	39,633円	30,493円	23,156円	18,741円	18,711円
対前年度比	—	▲9,140円 (▲23.1%)	▲7,337円 (▲24.1%)	▲4,415円 (▲19.1%)	▲30円 (▲0.2%)

※H27～H29年度は決算額、H30～H31年度は当初予算額



<このページは空白です。>

## 制度改正について【その他】

### 1 国民健康保険税における「軽減制度」の改正について（平成31年4月1日実施）

低所得者に対する軽減措置として、応益分保険料（均等割、平等割）を、所得に応じて7割・5割・2割軽減する仕組みがあるが、5割軽減と2割軽減について、物価上昇の影響で軽減対象が減少しないよう軽減判定所得の基準額が下記のとおり改正される。

#### ■改正内容

軽減種別	改正	軽減基準所得（世帯主及び国保加入者等の合計所得）
5割軽減	改正前	33万円 + 27.5万円 × (国保加入者等の人数) 以下
	改正後	33万円 + 28万円 × (国保加入者等の人数) 以下
2割軽減	改正前	33万円 + 50万円 × (国保加入者等の人数) 以下
	改正後	33万円 + 51万円 × (国保加入者等の人数) 以下

#### ■改正による影響について

軽減種別	改正前	改正後	増減	保険税影響額
5割軽減	252世帯 (12.60%)	259世帯 (12.95%)	7世帯 (0.35%)	▲288,000円
2割軽減	226世帯 (11.30%)	230世帯 (11.50%)	4世帯 (0.20%)	▲143,000円
計				▲431,000円

※全世帯数：2,000世帯 ※平成30年9月末現在の被保険者データを基に平成31年度予定税率を用いて算出

#### ■モデル世帯

①65～74歳【1人世帯】年金収入1,960,000円 固定資産税なし

改正前： 77,600円 (2割軽減) → 改正後： 60,700円 (5割軽減) 増減： ▲16,900円

②65～74歳【1人世帯】年金収入2,190,000円 固定資産税なし

改正前： 106,400円 (軽減なし) → 改正後： 95,100円 (2割軽減) 増減： ▲11,300円



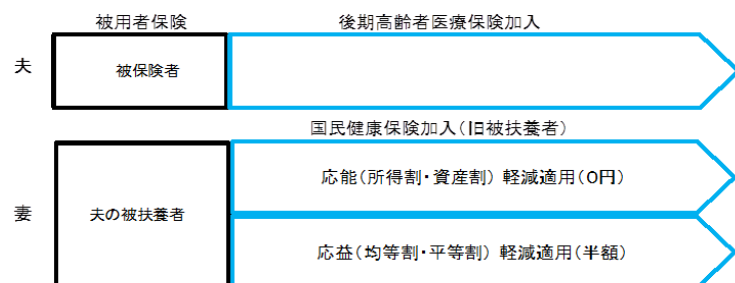
## 2 旧被扶養者減免の応益割保険料に係る減免期間の見直し（平成31年4月1日実施）

後期高齢者の保険料軽減特例の見直しに伴い、旧被扶養者減免のうち応益割保険税（均等割・平等割）の減免期間を平成31年度以降、資格取得月以後2年間とする見直しが行われる。（すでに資格取得月より2年を経過している旧被扶養者の応益割保険税は、平成31年度以降、減免されない。）なお、応能割保険税（所得割・資産割）については、引き続き当分の間、全額減免される。

### ※「旧被扶養者減免」

被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、その被扶養者であった者（旧被扶養者）が国民健康保険の被保険者となり新たに保険税を負担することに対する激変緩和措置。応能割の全額及び応益割の最大1/2が減免される。

<現行>



<改正後>

